

2023 年度 募 集 要 項

社会福祉学科(通信課程)
＜一般養成課程＞



学校法人 RWF グループ

四国中央医療福祉総合学院

社会福祉士について

「社会福祉士」は、1987年に誕生した国家資格であり、国際的には「ソーシャルワーカー」と呼ばれ、社会福祉に関する相談援助を行う専門職として役割を担っています。

社会福祉士の活動領域は非常に広く、高齢者・障がい者・児童・地域等を中心とした社会福祉施策全般を活動領域とし、保健医療・福祉分野に限らず、教育・更生保護分野などにおいてもその必要性が認識されています。

実際に、福祉施設だけでなく、医療ソーシャルワーカー(MSW)、行政機関におけるケースワーカーや児童福祉司のほか、教育現場ではスクールソーシャルワーカーとして学校に配置されたり、成年後見制度における成年後見人として選任を受け活動したりしています。近年では、ハローワークなどの就労支援の現場や、刑務所出所後の社会復帰支援に携わるなど多岐にわたります。

こうした現場で、相談援助専門職としての水準の高さを示す国家資格である社会福祉士が求められています。子どもから高齢者まで、年齢や疾病・障がいの有無にかかわらず、人生のさまざまな局面で直面する困難を解決していけるよう、そして生きがいをもってより良い生活が送れるよう、専門的な援助技能と知識を駆使し、必要な制度やサービスに関する情報の提供や助言、行政や各種関連施設と利用者とのコーディネート、利用者および家族の精神面のサポートなどを行い、問題解決に向けて調整を図ります。

社会福祉士の資格取得には、国家試験に合格することが必要です。本課程を修了することにより、社会福祉士国家試験の受験資格が与えられます。

目次

〔募集概要〕

■ 取得資格	1
■ 募集定員・修業年限	1
■ 入学資格	1
■ 入学金等納入金	1
■ 出願受付期間・入学手続き期限	1
■ 選考方法・選考結果通知	2
■ 出願方法・出願書類	2
■ 入学手続きから学習開始まで	5
■ 学院出身者優遇制度	5
■ 家族優遇制度	5
■ 教育訓練給付制度	5
■ 貸付制度	5

〔出願書類様式〕

■ 入学願書記入例	19
■ 実務経験申告書・証明書(個票)記入例	20
■ 入学願書	21
■ 小論文用紙	22
■ 実務経験申告書	23
■ 実務経験証明書(個票)	24
■ 介護福祉士「介護実習」履修証明書	25
■ 精神保健福祉士「ソーシャルワーク実習」履修証明書	26
■ 入学検定料振込証明書貼付台紙	27
■ 写真票	27
■ 入学願書受付通知・入学手続き完了通知	27
■ 振込依頼書	28

〔学習内容〕

■ 学習概要	6
■ 学習計画	7
■ 相談援助業務の実務経験とは	8
＜実務経験の対象となる指定施設の範囲＞	9
■ スクーリング会場案内図等	裏表紙

OPEN CAMPUS

個別相談会実施中

お気軽にお問い合わせください！

TEL 0896-24-1000 (平日 9:00~18:00)

MAIL info@rwf.ac.jp

⇒メール作成画面へ



〔募集概要〕

■ 取得資格

社会福祉士国家試験受験資格 ※社会福祉主事任用資格は取得できません。

■ 募集定員・修業年限

学 科	募集定員	修業年限	学習期間
社会福祉学科(通信課程)〈一般養成課程〉	100名	1年8ヶ月	2023年4月～2024年11月30日

■ 入学資格

四国4県および岡山県に在住の方で、以下のいずれかに該当する方

4年制大学等卒業 <ul style="list-style-type: none">国内の4年制大学・4年制専門学校を卒業または2023年3月に卒業見込みの方国内の大学院を修了または2023年3月に修了見込みの方
3年制短期大学等卒業 + 実務経験1年 <ul style="list-style-type: none">国内の3年制短期大学・3年制専門学校(夜間・通信を除く)を卒業された方は、指定施設において1年以上の相談援助業務の実務経験が必要です。
2年制短期大学等卒業 + 実務経験2年 <ul style="list-style-type: none">国内の2年制短期大学・2年制専門学校を卒業された方は、指定施設において2年以上の相談援助業務の実務経験が必要です。
実務経験4年 <ul style="list-style-type: none">指定施設において4年以上の相談援助業務の実務経験がある方
※ 実務経験の対象となる指定施設については、P9～18に該当すること。 ※ 実務経験の必要年数はいずれも2023年3月31日時点において満たしている(満たす見込みである)こと。 ※ 指定施設において1年以上の相談援助業務の実務経験がある方は、「ソーシャルワーク実習」および「ソーシャルワーク実習指導」の履修が免除されます(P6)。

■ 入学金等納入金

入学検定料	学 費 ※2		
	入 学 金 ※1	通信・面接授業料	実 習 費 ※3
10,000円	20,000円	280,000円	108,000円

※1〔学院出身者優遇制度・家族優遇制度〕
出願者が本学院の卒業生または修了生、
出願者の父母兄弟姉妹が本学院の卒業
生または修了生もしくはは在学生の場合、
入学金を免除します(P5)。

〔上記以外の費用〕

※2 学費にテキスト代は含まれません。指定テキストの購入
は各自で行います(P5)。

※3 実習費は実習が必要な方のみにかかる費用です。また、
実習費に加えて学生保険費用が別途かかります(P5)。

■ 出願受付期間・入学手続き期限

募集区分	受付期間	選考結果通知発送日	入学手続き期限
1次募集	2022年9月1日(木) ～2022年10月31日(月)	各募集区分 受付期間 最終日より 10日以内	2022年12月2日(金)
2次募集	～2022年12月12日(月)		2023年1月13日(金)
3次募集	～2023年1月23日(月)		2023年2月24日(金)
4次募集	～2023年2月27日(月)		2023年3月24日(金)
5次募集	～2023年3月20日(月)必着		2023年3月30日(木)

※ 定員に達した場合、それ以降の募集は行いません。

■ 選考方法・選考結果通知

1. 選考方法

小論文および出願書類により選考します。

※ 選考結果に関わらず出願書類および検定料の返還はいたしかねます。

2. 選考結果通知

可否結果は、各募集区分受付期間最終日より10日以内に送付します。

合格者には、「入学手続き等のご案内」を同封します。また、実習免除や履修免除科目については、合格通知に併せて記載します。

■ 出願方法・出願書類

1. 出願方法

以下(1)～(6)の書類をそろえて、下記まで簡易書留にて送付または直接お持ちください。各書類については、2.「出願書類について」(P3～4)をよくお読みください。

〒799-0422 愛媛県四国中央市中之庄町 1684-10

四国中央医療福祉総合学院 通信課程 事務局

※市販の封筒で出願される場合は、「社会福祉学科出願書類在中」と記入ください。

窓口受付 平日:8時30分～17時30分 土曜日:9時～17時 ※日曜祝日年末年始 閉門

- (1) 入学願書
- (2) 小論文用紙
- (3) 入学検定料 10,000 円(銀行振込)
- (4) A. 入学検定料「振込証明書」貼付台紙/B. 写真票 他
- (5) 選考結果通知用封筒(長形3号)
- (6) 入学資格において必要な書類

必要書類	入学資格	4年制大学等 卒業	短期大学等卒業 + 実務経験	実務経験4年
① 卒業(見込)証明書		○	○	—
② 実務経験(見込)申告書		△	○	○
③ 実務経験(見込)証明書		△	○	○
④ 介護福祉士 「介護実習」履修証明書		△	—	—
⑤ 精神保健福祉士 「ソーシャルワーク実習」履修証明書		△	—	—
⑥ 成績証明書およびシラバス		△	△	△
⑦ 旧氏名が確認できる戸籍抄本等の証		△	△	△

※ ○の書類は必ず提出ください。

※ △の書類は「2. 出願書類について(6)①～⑦」を確認のうえ、該当する方は提出ください。

2. 出願書類について

(1) 入学願書 (P21)

入学資格および学習内容(P5～6)をよく確認のうえ出願ください。

(2) 小論文用紙 (P22)

課題「福祉に関する出来事を1つ取り上げて、それについてのあなたの考えを800字から1,000字以内で述べなさい」

[手書きの場合]所定の用紙に横書きで、黒の消えないペンを使用し作成

[パソコンの場合]下記の原稿用紙設定で作成

罫線	スタイル	マス目付き原稿用紙
	文字数×行数	20×20
ページ	用紙サイズ	A4
	印刷の向き	縦
	文字列の方向	横書き
ヘッダー	受験学科・氏名・生年月日記入	

(3) 入学検定料 10,000 円(銀行振込) (P28)

氏名の前に「5」(社会福祉学科コード番号)を入力のうえ最寄りの金融機関からお振込みください。

<振込先> 愛媛銀行 三島支店 普通預金 5079737

※ ゆうちょ銀行からの送金は、ゆうちょ口座をお持ちでなければ利用できません。

(4) A. 入学検定料「振込証明書」貼付台紙 (P27)

振込証明書は、ご利用明細票等のコピーでも差し支えありません。

B. 写真票

学生証作成のため証明写真[運転免許証サイズ(縦3cm×横2.4cm)]を1枚貼付してください。

C. 入学願書受付通知

入学願書の受付通知を希望される方は、あて名を記入のうえ63円切手を貼付してください。

D. 入学手続完了通知

入学手続きの完了通知を希望される方は、あて名を記入のうえ63円切手を貼付してください。

(5) 選考結果通知用封筒(長形3号)

あて名を記入のうえ、354円分の切手を貼付してください。

(6) 入学資格において必要な書類

① 卒業証明書

- 「卒業証書」とは異なります。発行から1年以内の「卒業証明書」を提出ください。
- 現在の氏名が卒業証明書と異なる場合は、戸籍抄本等の証を併せて提出ください。
- 「卒業見込証明書」で出願される方は、卒業した時点で改めて「卒業証明書」を提出ください。
- 入学資格が「実務経験4年」の方は、提出する必要はありません。

② 実務経験申告書 ・ ③ 実務経験証明書 (P23、24)

- 指定施設において相談援助業務の実務経験が1年以上ある方(見込み含む)は、「実務経験申告書」および「実務経験証明書(個票)」の提出により、「ソーシャルワーク実習」および「ソーシャルワーク実習指導」を免除します。

- 証明が必要な従業期間(必要年数1～4年)は、入学資格によって異なります。
- 従業期間は、実務経験の対象となる施設種類・職種(P9～18)に該当する期間のみ記入ください。
- 実務経験見込で出願の方は、両様式をコピーのうえ「見込み」で出願し、必要な期間を満了した時点で改めて提出ください。
- 「実務経験申告書」(申告者本人が記入)
 - 1 枚に複数の施設種類・職種を記入いただけます。同法人内での異動の場合は欄を分けて記入ください。
- 「実務経験証明書(個票)」(証明する施設等が記入)
 - 1 施設種類・1 職種ごとの証明が必要です。複数の施設種類・職種の証明を受ける場合は、様式をコピーして使用ください。

④ 介護福祉士「介護実習」履修証明書 (P25)

実習が必要な方で、介護福祉士養成課程(学校)において「介護実習」を修得している方は、履修証明書の提出により、社会福祉士「ソーシャルワーク実習」240時間のうち60時間を免除します。

⑤ 精神保健福祉士「ソーシャルワーク実習」履修証明書 (P26)

実習が必要な方で、精神保健福祉士養成課程(学校)において「ソーシャルワーク実習」を修得している方は、履修証明書の提出により、社会福祉士「ソーシャルワーク実習」240時間のうち60時間を免除します。

⑥ 成績証明書およびシラバス

- 他の学校において修得した科目について、現行カリキュラム(P7)の教育内容相当と認められる場合は、本課程の総履修時間数の2分の1を超えない範囲で読替による履修(履修免除)とすることができます。
- 既修得科目読替を希望する場合、以下2つの書類を提出ください。
 - I. 成績証明書(単位修得証明書等)
 - 科目を修得した学校の長等の公印のある最終成績が記載された証明書
 - II. シラバス(講義概要)
 - 読替希望科目が記載される修得該当年度のシラバス(コピー可)
 - ※ 科目シラバスに大学名等が記載されていない場合は、シラバスの表紙も提出ください。
 - ※ インターネット上で公開されているシラバスの場合も同様に、読替希望科目のページおよび表紙を印刷して提出ください。
- 認められた履修免除科目は、合格通知に記載します。

⑦ 旧氏名が確認できる戸籍抄本等の証

提出の各種証明書の氏名と現在の氏名が異なる場合は、戸籍の個人事項証明書(戸籍抄本)や旧氏名が記載された住民票など、同一人物であることを確認できる公的な書類を提出ください。

■ 入学手続きから学習開始まで

1. 入学手続き

- 合格者には、可否通知と併せて「入学手続き等のご案内」および指定テキスト一覧と購入方法についてお知らせします。

※ 入学金および通信・面接授業料は期限(P1)までに納入し、入学手続きを行ってください。

※ 指定テキストは、各自でご購入ください。

指定テキスト	参考価格
『最新 社会福祉士養成講座』(全 21 巻・中央法規出版)	約 60,000 円

- 出願後入学を辞退される場合は、必ずご連絡ください。入学手続き完了後でも 2023 年 3 月 31 日までに申し出れば、入学金以外の納入金については返還します(2023 年 4 月 1 日以降は対応いたしかねます)。

- 実習が必要な方には、実習費および実習にかかる保険料の納入について別途お知らせします。入学時に納入する必要はありません。

実習費	実習にかかる保険料	納入期限目安
108,000 円	約 3,000 円	2022 年 12 月中旬

2. 学習開始

- 4 月初旬に「学習の手引き」等通信学習教材を送付します(「入学手続き等のご案内」に記載)。

- テキストをもとに自宅学習を行い、学習計画に沿って 5 月よりレポート提出を開始します(P7)。

■ 学院出身者優遇制度

出願者が本学院の卒業生または修了生の場合、入学金を免除します。

■ 家族優遇制度

出願者の父母兄弟姉妹が本学院の卒業生または修了生もしくは在学生の場合、入学金を免除します。また、出願者が父母兄弟姉妹で 2 人同時に入学する場合、1 人分の入学金を免除します。

該当者には、入学手続きの際に戸籍謄本等の家族関係が証明できる書類を提出いただきます。

■ 教育訓練給付制度

- 働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、雇用保険に基づき厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、受講費用の一部が支給されるものです。

- ご自身の受給資格につきましては、お近くのハローワークにお問い合わせください。

- 本学院社会福祉学科(通信課程)は、「一般教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定講座」の対象です。

指定番号	実習免除なし	3820054-1910022-4
	実習免除あり	3820054-2210012-1

※ 指定番号は変更になる場合があります。

- 教育訓練経費(学費)の 20%(最大 1 年分)に相当する額がハローワークより支給されます。

参考:実習免除なしの場合 50,560 円、実習免除ありの場合 37,600 円

- 一般教育訓練給付制度の申請手続きおよび給付は、課程修了後となり、ハローワークにて行います。

■ 貸付制度

- 日本政策金融公庫「国の教育ローン」

- オリコ学費サポートプラン「四国中央医療福祉総合学院 提携教育ローン」

- ひめぎん教育ローン・ひめぎん学資ローン等

- 社会福祉士修学資金貸付(各県の社会福祉協議会にお問い合わせください)

- 母子父子寡婦福祉資金貸付(最寄りの地方公共団体の福祉担当窓口にお問い合わせください)

〔学習内容〕

■ 学習概要

通信課程では、以下3つを履修します。

1. レポート(テキスト学習)

- 学習計画に沿ってレポートを提出し、添削指導を受けます。
- カリキュラムの全科目(履修免除科目を除く)について、合格点(100点満点で60点以上)を得ることで履修認定します。不合格(59点以下)の場合は再提出となり、別途手数料が必要です。
- レポートは、手書きの場合は本学院の指定原稿用紙、パソコンの場合は指示する書式設定で作成します。
- 学習上の質問は、メールまたは質問用紙で受付ます。

2. スクーリング(面接授業)

- スクーリングでは、講義を通して直接指導を受けます。
- 「ソーシャルワーク演習」と「ソーシャルワーク実習指導」があります。実習免除者は「ソーシャルワーク実習指導」の受講が免除されます。
- スクーリングは、全日程に出席することで履修認定されます。
- 欠席した場合は、翌年のスクーリング日程での再履修となり、別途手数料が必要です。

① ソーシャルワーク演習(全員)

相談援助の実践をイメージし、概念や技術について学びます。理論と結びつけることによって、専門的な知識や技術の習得を目指します。

② ソーシャルワーク実習指導(実習が必要な方のみ)

実習前の指導では、「ソーシャルワーク実習」の意義や心構え、実習先やその地域への理解を深め、実習計画書や必要書類を作成し、実習の準備をします。

実習後の指導では、実習を振り返り、これまで学習した事柄と体験を結びつけ、専門援助技術を身に付けることを目指します。

3. ソーシャルワーク実習

- 入学時に指定施設での実務経験が1年未満の方は、「ソーシャルワーク実習」の履修が必要です。社会福祉の現場で実習を行い、相談援助に関する専門知識や援助技術、関連知識を学びます。
- 実習は本学院が指定する機能の異なる2か所の施設において、合計240時間(31日間)以上実施します。1か所の施設で180時間(23日間)以上、もう1か所の施設で60時間(8日間)以上行います。
- 各実習施設における1日あたりの実習時間により、カリキュラム規定時間数を満たさない場合には、上記実習日数に1日追加して実施します。
- 入学時に実習の一部免除を認められた方については、60時間(8日間)の実習が免除され、1か所の施設で180時間(23日間)以上の実習を行います。
- 実習は、スクーリング「ソーシャルワーク実習指導(実習前)」受講後の1月～8月の間で行います。
- 実習前には実習施設へ訪問し、実習指導者と打ち合わせや事前準備をし、実習期間中には本学院の教員が実習先を訪問し、指導や相談にあたります。

実習は、実習休日を除いて連続して行います。2か所の施設はそれぞれ別の時期に期間を設けて行います。ただし、180時間(23日間)以上の実習については、連続もしくは分散(2期に分ける)で行います。分散の場合でも、2期の間を1か月以上は空けない範囲で行います。

実習実施について、すべてが希望通りになるとは限りません。実習施設の受け入れ状況等の都合により、お住まいの地域に実習受け入れ施設がない場合には、その他の地域の実習施設となります。

実習の休日等は、実習施設の日程に合わせます。休日等を含めると、実習期間は上記以上にかかります。なお、週1～3日や1週間単位、土日のみ等の実習希望にはお応えできません。

上記内容をふまえ、実習履修が可能であるか、あらかじめ職場やご家族等のご理解を得たうえで、お願いいたします。

■ 学習計画

すべてのカリキュラムを履修し、本課程を修了することにより、社会福祉士の国家試験受験資格が与えられます。修業年限(1年8カ月)で修了できなかった場合、在籍可能期間は4年間(修業年限後2年間)です。

1. カリキュラム

科目名	スクーリング (面接授業)	レポート		実習
		回数	提出時期(20日～末日)	
医学概論	—	1回	2024年8月	—
心理学と心理的支援	—	1回	2024年9月	—
社会学と社会システム	—	1回	2024年6月	—
社会福祉の原理と政策	—	2回	2023年5月、7月	—
社会福祉調査の基礎	—	1回	2024年6月	—
ソーシャルワークの基盤と専門職	—	1回	2023年5月	—
ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	—	1回	2023年7月	—
ソーシャルワークの理論と方法	—	2回	2023年9月、11月	—
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	—	2回	2024年2月、4月	—
地域福祉と包括的支援体制	—	2回	2023年7月、11月	—
福祉サービスの組織と経営	—	1回	2024年2月	—
社会保障	—	2回	2024年2月、4月	—
高齢者福祉	—	1回	2023年7月	—
障害者福祉	—	1回	2023年9月	—
児童・家庭福祉	—	1回	2023年11月	—
貧困に対する支援	—	1回	2024年8月	—
保健医療と福祉	—	1回	2024年6月	—
権利擁護を支える法制度	—	1回	2024年9月	—
刑事司法と福祉	—	1回	2024年2月	—
ソーシャルワーク演習	45時間 (7日間)	1回	2023年9月	—
ソーシャルワーク演習(専門)		4回	2023年11月 2024年4月、6月、8月	—
ソーシャルワーク実習指導 ※実習が必要な方のみ	27時間 (4日間)	3回	2023年9月、12月 2024年10月	—
ソーシャルワーク実習	—	—	—	240時間 (31日間)

2. スクーリング(面接授業)日程

ソーシャルワーク演習	第1回：2023年9月16日～18日(3日間) 第2回：2024年8月10日～13日(4日間)
ソーシャルワーク実習指導 ※実習が必要な方のみ	実習前：2023年12月9日、10日(2日間) 実習後：2024年10月12日、13日(2日間)

※ 日程については変更の場合がありますのでご了承ください。

3. ソーシャルワーク実習

ソーシャルワーク実習	実習時期：2024年1月～8月 実習時間：240時間(31日間)
------------	-------------------------------------

■ 相談援助業務の実務経験とは

次頁からの表に示す施設種類・職種(第34回国家試験の相談援助業務の範囲)において、福祉に関する相談援助業務に1年以上従事された方は、実務経験の対象となります(第35回国家試験において相談援助業務の範囲に追加がある場合はその範囲も含む)。

ここに示す施設種類および職種以外の経験は、実務経験の対象となりません(厚生労働大臣が個別に認める場合を除く)。

なお、福祉に関する相談援助業務以外の職種を兼務している場合は、相談援助の業務以外の職種を兼務している事実が辞令によって明確であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助業務である方が対象です。

ご自身の業務内容が実務経験として認められるかどうかは、証明をうける病院および施設にてご確認ください。

<対象となる業務内容について>

○ 実務経験の対象となる方は、当該施設の常勤の方または下記2つの要件を満たす方であること。

- ① 当該施設設置者と雇用関係を有していること。
- ② 労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上であること。

○ 次の職種は、社会福祉士国家試験の受験資格とはなりません。

社会福祉施設や病院・診療所の、医師、看護師、准看護師、看護補助者、看護助手、介護職員、作業指導員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの機能訓練担当職員、調理員、事務員、運転手

- 介護業務と相談援助業務は異なります。例え、実務経験の認められる施設種類・職種であっても、介護業務を相談援助業務の実務経験とすることはできません。
- 実務経験の対象となる施設種類・職種は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について(昭和63年2月12日付社庶第29号)」厚生省社会局長、厚生省児童家庭局長通知により定められています。

<次頁からの表の注意事項>

- (注意1) 「指導員・訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行う指導員・訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。
- (注意2) 「児童指導員」のうち、保育士から継続して児童指導員となり、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。
- (注意3) 「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。
- (注意4) 「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。
- (注意5) 「包括的支援事業」のうち、一部の事業(介護保険法第115条の45第2項第4号・5号)は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。
- (注意6) 「第一号通所事業」のうち事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。
- (注意7) 「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

<実務経験の対象となる指定施設の範囲>

1. 児童分野

児童福祉法

施設種類	職種	コード番号
児童相談所	児童福祉司	B0001
	受付相談員	B0002
	相談員	B0003
	電話相談員	B0004
	児童心理司	B0005
	児童指導員	B0006
	保育士	B0007
母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員	B0008
	少年指導員(少年を指導する職員)	B0009
	個別対応職員	B0010
児童養護施設	児童指導員	B0011
	保育士	B0012
	個別対応職員	B0013
	家庭支援専門相談員	B0014
	職業指導員	B0015
	里親支援専門相談員	B0016
障害児入所施設 ・児童発達支援センター(障害児通所支援事業)	児童指導員(注意2)	B0017
	保育士(注意3)	B0018
	児童発達支援管理責任者	B0019
	心理指導担当職員	B0020
知的障害児施設 ・知的障害児施設 ・自閉症児施設(第一種、第二種)	児童指導員(注意2)	B0021
	保育士(注意3)	B0022
知的障害児通園施設	児童指導員(注意2)	B0023
	保育士(注意3)	B0024
盲ろうあ児施設 ・盲児施設 ・ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設	児童指導員(注意2)	B0025
	保育士(注意3)	B0026
肢体不自由児施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児通園施設 ・肢体不自由児療護施設	児童指導員(注意2)	B0027
	保育士(注意3)	B0028
児童心理治療施設 (旧:情緒障害児短期治療施設)	児童指導員	B0029
	保育士	B0030
	個別対応職員	B0031
	家庭支援専門相談員	B0032
重症心身障害児施設	児童指導員(注意2)	B0033
	保育士(注意3)	B0034
	心理指導を担当する職員	B0035
児童自立支援施設	児童自立支援専門員	B0036
	児童生活支援員	B0037
	個別対応職員	B0038
	家庭支援専門相談員	B0039
	職業指導員	B0040
児童家庭支援センター	相談員(児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員)	B0041

施設種類		職種	コード番号
障害児通所支援事業 (児童発達支援センターを除く)	児童発達支援事業を行う施設	指導員(注意1)	B0042
		児童指導員(注意2)	B0043
		保育士(注意3)	B0044
		児童発達支援管理責任者	B0045
		障害福祉サービス経験者(注意4)	B0046
		機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	B0047
	医療型児童発達支援事業を行う施設	児童指導員(注意2)	B0048
		保育士(注意3)	B0049
		児童発達支援管理責任者	B0050
		機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	B0051
	放課後等デイサービス事業を行う施設	指導員(注意1)	B0052
		児童指導員(注意2)	B0053
		保育士(注意3)	B0054
		児童発達支援管理責任者	B0055
		障害福祉サービス経験者(注意4)	B0056
		機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	B0057
	居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設	訪問支援員(保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る)	B0058
		児童発達支援管理責任者	B0059
	保育所等訪問支援事業を行う施設	訪問支援員(保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る)	B0060
		児童発達支援管理責任者	B0061
	障害児相談支援事業	相談支援専門員	B0062
乳児院	児童指導員	B0063	
	保育士	B0064	
	個別対応職員	B0065	
	家庭支援専門相談員	B0066	
	里親支援専門相談員	B0067	
指定発達支援医療機関 ・肢体不自由児施設支援 ・重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの	児童指導員(注意2)	B0068	
	保育士(注意3)	B0069	
児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている指導員	B0070	
地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	B0071	
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員	B0072	

その他

施設種類		職種	コード番号
利用者支援事業を行っている施設		相談援助業務を行っている職員	B0073
児童デイサービス事業(障害児通園事業)		相談援助業務を行っている職員	B0074
地域生活支援事業	障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	B0075
心身障害児総合通園センター		相談援助業務を行っている職員	B0076
子育て短期支援事業 (短期入所生活援助事業、夜間養護等事業) ・児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院及び保育所等 において実施する事業		相談援助業務を行っている職員	B0077
重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設		児童指導員(注意2)	B0078
		保育士(注意3)	B0079
スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関		スクールソーシャルワーカー	B0080
子ども家庭総合支援拠点		相談援助業務を行っている職員	B0081
子育て世代包括支援センター		相談援助業務を行っている職員	B0082
「医療的ケア児等とその家族への支援」を行っている事業所		医療的ケア児等コーディネーター	B0083

2. 高齢者分野

介護保険法

施設種類		職種	コード番号
介護保険施設	指定介護老人福祉施設	生活相談員	C0001
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	C0002
	介護老人保健施設	支援相談員	C0003
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	C0004
	介護医療院	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	C0005
	指定介護療養型医療施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	C0006
地域包括支援センター		包括的支援事業に係る業務を行う職員(注意 5) (保健師、主任介護支援専門員等)	C0007
指定特定施設入居者生活介護を行う施設 ・指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 ・指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設 を含む		生活相談員	C0008
		計画作成担当者	C0009
指定通所介護を行う施設 ・基準該当通所介護を行う施設 ・指定地域密着型通所介護を行う施設 ・指定介護予防通所介護を行う施設 ・基準該当介護予防通所介護を行う施設 ・第一号通所事業を行う施設(注意 6) ・指定認知症対応型通所介護を行う施設 ・指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設 を含む		生活相談員	C0010
			C0011
指定短期入所生活介護を行う施設 ・基準該当短期入所生活介護を行う施設 ・指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 ・基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設 を含む		生活相談員	C0012
			C0013
指定通所リハビリテーションを行う施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る。		支援相談員	C0014
指定短期入所療養介護を行う施設 (指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る。		支援相談員	C0015
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設		オペレーター	C0016
指定夜間対応型訪問介護を行う施設		オペレーションセンター従事者	C0017
指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む)		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	C0018
指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む)		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	C0019
指定複合型サービスを行う施設		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	C0020
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設		生活相談員	C0021
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	C0022
居宅介護支援事業を行っている事業所		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	C0023
介護予防支援事業を行っている事業所		担当職員	C0024
第一号介護予防支援事業を行っている事業所		担当職員	C0025

老人福祉法

施設種類	職種	コード番号
養護老人ホーム	生活相談員	C0026
	生活指導員	C0027
特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む)	生活相談員	C0028
	生活指導員	C0029
軽費老人ホーム ・都市型経費老人ホーム ・軽費老人ホーム(A型、B型) ・ケアハウスを含む	生活相談員	C0030
	生活指導員	C0031
老人福祉センター(特A型、A型、B型)	相談・指導を行う職員	C0032
老人短期入所施設	生活相談員	C0033
	生活指導員	C0034
老人デイサービスセンター	生活相談員	C0035
	生活指導員	C0036
老人介護支援センター(在宅介護支援センター)	相談援助業務を行っている職員	C0037
有料老人ホーム	生活相談員	C0038

その他

施設種類	職種	コード番号
高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員	C0039
生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	生活援助員	C0040
高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ・高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) ・多くの高齢者が居住する集合住宅等において実施する事業	相談援助業務を行っている生活援助員	C0041
サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている職員	C0042

3. 障害者分野

身体障害者福祉法

施設種類	職種	コード番号
身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司	D0001
	心理判定員	D0002
	職能判定員	D0003
	ケース・ワーカー	D0004
身体障害者福祉センター ・身体障害者福祉センター(A型、B型) ・在宅障害者デイサービス施設(身体障害者デイサービスセンター) ・障害者更生センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員	D0005
点字図書館	相談援助業務を行っている職員	D0006

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

施設種類	職種	コード番号
精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員(精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	D0007
	精神保健福祉士(精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	D0008
	精神科ソーシャルワーカー(精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	D0009
	心理判定士(精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	D0010

知的障害者福祉法

施設種類	職種	コード番号
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	D0011
	心理判定員	D0012
	職能判定員	D0013
	ケース・ワーカー	D0014

障害者総合支援法

施設種類	職種	コード番号	
障害者支援施設	生活支援員(注意7)	D0015	
	就労支援員	D0016	
	サービス管理責任者	D0017	
地域活動支援センター	指導員(注意7)	D0018	
福祉ホーム	管理人	D0019	
基幹相談支援センター	相談援助業務を行っている職員	D0020	
身体障害者更生援護施設	身体障害者更生施設 ・肢体不自由者更生施設 ・視覚障害者更生施設 ・聴覚・言語障害者更生施設 ・内部障害者更生施設	生活支援員(注意7)	D0021
		生活指導員(注意7)	D0022
	身体障害者療護施設	生活支援員(注意7)	D0023
		生活指導員(注意7)	D0024
	身体障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	生活支援員(注意7)	D0025
		生活指導員(注意7)	D0026
身体障害者福祉工場	指導員(注意7)	D0027	
精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士	D0028
		精神障害者社会復帰指導員	D0029
	精神障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	精神保健福祉士	D0030
		精神障害者社会復帰指導員	D0031
	精神障害者福祉工場	精神保健福祉士	D0032
		精神障害者社会復帰指導員	D0033
精神障害者福祉ホーム	管理人	D0034	
知的障害者援護施設	知的障害者更生施設(入所、通所)	生活支援員(注意7)	D0035
		生活指導員(注意7)	D0036
	知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	生活支援員(注意7)	D0037
		生活指導員(注意7)	D0038
	知的障害者通勤寮	生活支援員(注意7)	D0039
		生活指導員(注意7)	D0040
障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設	生活支援員(注意7)	D0041
		サービス管理責任者	D0042
	自立訓練を行う施設 (機能訓練、生活訓練)	生活支援員(注意7)	D0043
		サービス管理責任者	D0044
	就労移行支援を行う施設 (認定就労移行支援を含む)	生活支援員(注意7)	D0045
		就労支援員	D0046
		サービス管理責任者	D0047
	就労継続支援を行う施設 (A型、B型)	生活支援員(注意7)	D0048
		サービス管理責任者	D0049
	就労定着支援を行う施設	就労定着支援員	D0050
		サービス管理責任者	D0051
自立生活援助を行う施設	地域生活支援員	D0052	
	サービス管理責任者	D0053	
療養介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員	D0054	

施設種類		職種	コード番号
障害福祉サービス事業	短期入所を行う施設 ・身体障害者短期入所事業 ・知的障害者短期入所事業を含む	相談援助業務を行っている職員	D0055
	重度障害者等包括支援を行う施設	相談援助業務を行っている職員	D0056
	共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員	D0057
	共同生活援助を行う施設 ・精神障害者グループホーム ・知的障害者グループホームを含む	相談援助業務を行っている職員	D0058
一般相談支援事業所		相談支援専門員	D0059
特定相談支援事業所		相談支援専門員	D0060
相談支援事業を行う施設		相談支援専門員	D0061
地域生活支援事業	身体障害者自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	D0062
	日中一時支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	D0063
	障害者相談支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	D0064

のぞみの園法

施設種類		職種	コード番号
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」		相談援助業務を行っている指導員	D0065
		相談援助業務を行っているケースワーカー	D0066

発達障害者支援法

施設種類		職種	コード番号
発達障害者支援センター		相談支援を担当する職員	D0067
		就労支援を担当する職員	D0068

障害者の雇用の促進等に関する法律

施設種類		職種	コード番号
広域障害者職業センター		障害者職業カウンセラー	D0069
地域障害者職業センター		障害者職業カウンセラー	D0070
		職場適応援助者	D0071
障害者雇用支援センター		障害者の雇用の促進等に関する法律第 28 条第 1 号、第 2 号及び第 7 号に規定する業務を行う職員	D0072
障害者就業・生活支援センター		主任就業支援担当者	D0073
		就業支援担当者	D0074
		主任職場定着支援担当者	D0075
		生活支援担当職員	D0076

職業安定法

施設種類		職種	コード番号
公共職業安定所		精神障害者雇用トータルサポーター	D0077
		発達障害者雇用トータルサポーター	D0078
		雇用トータルサポーター(大学等支援分)	D0079

その他

施設種類		職種	コード番号
知的障害者福祉工場		相談援助業務を行っている指導員	D0080
聴覚障害者情報提供施設		相談援助業務を行っている職員	D0081
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設		地域体制整備コーディネーター	D0082
		地域移行推進員	D0083
精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設		地域体制整備コーディネーター	D0084
		地域移行推進員	D0085

施設種類	職種	コード番号
精神障害アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	D0086
アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	D0087
第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	D0088
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	D0089

4. その他の分野

地域保健法

施設種類	職種	コード番号
保健所	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	E0001
	精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	E0002
	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	E0003
	心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	E0004

医療法

施設種類	職種	コード番号
病院・診療所	次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 (ア) 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 (イ) 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 (ウ) 患者の社会復帰に係る相談援助 (エ) 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	E0005
	退院後生活環境相談員	E0006

生活保護法

施設種類	職種	コード番号
救護施設	生活指導員	E0007
更生施設	生活指導員	E0008
授産施設	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	E0009
宿所提供施設	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	E0010
被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員	E0011
日常生活支援住居施設	生活支援員	E0012
	生活支援提供責任者	E0013

生活困窮者自立支援法

施設種類	職種	コード番号
生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関	主任相談支援員	E0014
	相談支援員	E0015
生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所	就労支援員	E0016
生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	就労支援準備担当者	E0017
	家計改善支援員(家計相談支援員を含む)	E0018

社会福祉法

施設種類	職種	コード番号
福祉事務所	査察指導員(指導監督を行う職員)	E0019
	身体障害者福祉司(指導監督を行う職員)	E0020
	知的障害者福祉司(指導監督を行う職員)	E0021
	老人福祉指導主事(指導監督を行う職員)	E0022
	現業員・ケースワーカー	E0023
	家庭児童福祉主事	E0024
	家庭相談員	E0025
	面接相談員	E0026
	婦人相談員	E0027
	母子・父子自立支援員、母子相談員	E0028
	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	E0029
	生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	E0030
隣保館	相談援助業務を行っている指導職員	E0031
都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	専門員	E0032
	相談援助業務を行っている職員(主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る)	E0033
市(特別区を含む)町村社会福祉協議会	福祉活動専門員	E0034
	相談援助業務を行っている職員(主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る)	E0035

売春防止法

施設種類	職種	コード番号
婦人相談所	相談指導員	E0036
	判定員(心理・職能判定員)	E0037
	婦人相談員	E0038
婦人保護施設	入所者を指導する職員	E0039

母子保健法

施設種類	職種	コード番号
母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談医応ずる職員	E0040
産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員	E0041

母子及び父子並びに寡婦福祉法

施設種類	職種	コード番号
母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員	E0042

刑事収容施設法

施設種類	職種	コード番号
刑事施設	刑務官	E0043
	法務教官	E0044
	法務技官(心理)	E0045
	福祉専門官	E0046

少年院法

施設種類	職種	コード番号
少年院	法務教官	E0047
	法務技官(心理)	E0048
	福祉専門官	E0049

少年鑑別所法

施設種類	職種	コード番号
少年鑑別所	法務教官	E0050
	法務技官(心理)	E0051

更生保護法

施設種類	職種	コード番号
地方更生保護委員会	保護観察官	E0052
	社会復帰調整官	E0053
保護観察所	保護観察官	E0054
	社会復帰調整官	E0055

更生保護事業法

施設種類	職種	コード番号
更生保護施設	補導主任	E0056
	補導員	E0057
	福祉職員	E0058
	薬物専門職員	E0059

裁判所法

施設種類	職種	コード番号
家庭裁判所	家庭裁判所調査官	E0060

労働者災害補償保険法

施設種類	職種	コード番号
労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員	E0061

難病の患者に対する医療等に関する法律

施設種類	職種	コード番号
難病相談支援センター	難病相談支援員	E0062

成年後見制度の利用の促進に関する法律

施設種類	職種	コード番号
「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行っている職員	E0063

その他

施設種類	職種	コード番号
母子家庭等就業・自立支援センター事業及び一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	E0064
母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員	E0065
就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員	E0066
地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員	E0067
就労支援事業を行っている事業所 (自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業)	就労支援員	E0068
ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	E0069
	その他相談援助業務を行っている専任の職員	E0070
地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員	E0071
ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員	E0072
ホームレス自立支援センター	生活相談指導員	E0073
東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員	E0074
被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員	E0075
自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業)及び家計相談支援モデル事業を行っている事業所	主任相談支援員	E0076
	相談支援員	E0077
	就労支援員	E0078
	家計相談支援員	E0079
高次脳機能障害の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター	E0080
地域若者サポートステーション	相談援助業務を行っている職員	E0081
子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行っている職員	E0082

5. 現在廃止事業の分野

施設種類	職種	コード番号
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	F0001
	生活指導員	F0002
身体障害者福祉ホーム	管理人	F0003
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	F0004
	精神障害者社会復帰指導員	F0005
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業) [平成18年10月～19年3月]	相談援助業務を行っている職員	F0006
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	F0007
知的障害者デイサービスセンター	指導員	F0008
	生活指導員	F0009
	相談援助業務を行っている職員	F0010
知的障害者福祉ホーム	管理人	F0011
身体障害者相談支援事業(市町村障害者生活支援事業) ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者福祉センター ・身体障害者デイサービスセンター 等において実施する事業	相談援助業務を行っている職員	F0012
障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業(療育等支援施設事業) ・知的障害児施設 ・知的障害児通園施設 ・自閉症児施設 ・盲ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児療護施設 ・肢体不自由児通園施設 ・重症心身障害児施設 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 において実施する事業	相談援助業務を行っている職員	F0013
障害者デイサービスを行う施設 (障害者自立支援法障害福祉サービス事業) ・身体障害者デイサービス事業 ・知的障害者デイサービス事業 を含む	相談援助業務を行っている職員	F0014
経過的デイサービス事業を行っている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業) [平成18年10月～19年3月]	相談援助業務を行っている職員	F0015
「障害者110番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	F0016
知的障害者生活支援事業 ・知的障害者通勤寮 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・障害者能力開発施設 において実施する事業	相談援助業務を行っている職員	F0017
高齢者住宅等安心確保事業 ・高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) ・高齢者向け優良賃貸住宅 ・高齢者円滑入居賃貸住宅(登録住宅) 等において実施する事業	生活援助員	F0018
高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業 (高齢者世話付住宅において実施する事業)	生活援助員	F0019
家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)事業 (中央児童相談所において実施する事業)	電話相談員	F0020
ヴェトナム難民収容施設(日本赤十字社が設置するもの)	相談援助業務を行っている指導員	F0021
子ども家庭相談事業 ・児童センター ・市に設置された児童館 において実施する事業	相談援助業務を行っている相談員	F0022
乳幼児健全育成相談事業 ・保育所 ・乳児院 において実施する事業	相談援助業務を行っている相談員	F0023
すこやかテレホン事業 (青少年相談センターにおいて実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	F0024
知的障害者専門相談(法的助言・相談)事業 (都道府県・指定都市等において実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	F0025
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	F0026

入学願書記入例

2023年度 社会福祉学科
入学願書

※ 学籍番号	
※ 受付番号	
※ 受付日	年 月 日

志望課程	社会福祉学科(通信課程)		願書作成日	2022年 12月 15日	
出願区分 <small>(該当項目に○を付けてください)</small>	<input type="checkbox"/> 1次募集 <input type="checkbox"/> 2次募集 <input checked="" type="checkbox"/> 3次募集 <input type="checkbox"/> 4次募集 <input type="checkbox"/> 5次募集		<input checked="" type="checkbox"/> 学習概要および実習について理解しました。		
フリガナ	シヨク タロウ				
氏名	四国 太郎		① (旧氏名 山田)		
生年月日	西暦 1986年 11月 6日 (36 歳)		性別	男	
現住所	〒 799 - 0422 愛媛県四国中央市中之庄町 1684-10				
連絡先	携帯	090 - **** - ****	自宅	0896 -24 - 1000	
	メール	info@rwf.ac.jp			
勤務先	設置主体(法人名)		勤務先名称		
	社会福祉法人 瀬戸内会		特別養護老人ホーム 瀬戸内園		
	職種	所在地			
	生活相談員	〒799-0422 愛媛県四国中央市中之庄町 0000 電話(0896-24-****)			
② 最終学歴	学校名		修業年限	学部・学科・専攻	
	四国中央医療福祉総合学院		2 年制	介護福祉学科 2007年 3月 (卒業)・卒業見込	
③ 職歴	勤務期間		勤務先		
	2007年 4月 ~ 年 月	特別養護老人ホーム 瀬戸内園			
	年 月 ~ 年 月				
④ 資格・免許	名称		取得機関	取得年月日	
	介護福祉士		公益財団法人 社会福祉振興・試験センター	2007年 3月 23日	
		介護支援専門員		愛媛県 2013年 3月 12日	
入学資格要件 <small>(該当項目に○を付けてください)</small>	<input type="checkbox"/> 4年制大学等卒業[○見込み] (+ <input type="checkbox"/> 実務経験1年[○見込み]) <input type="checkbox"/> 3年制短期大学等卒業 + 実務経験1年[○見込み] <input checked="" type="checkbox"/> 2年制短期大学等卒業 + 実務経験2年[○見込み] <input type="checkbox"/> 実務経験4年[○見込み]				
既修得科目読替 <small>(該当項目に○を付けてください)</small>	希望する	学院出身者 家族優遇制度 <small>(該当項目に○を付けてください)</small>		入学学科	介護福祉 学科
	希望しない	⑤ 該当する 該当しない		入学年度	2004 年度
* 希望者は、シラバスおよび成績証明書を添付ください。		* 該当者は、入学学科・入学年度・氏名を必ず記入ください。		氏名	* 家族優遇制度該当者は記入
志望の動機 生活相談員としてのスキルアップのため、社会福祉士の資格を取得したいと考えます。					



左記を参考にし
て、太枠内を記
入ください

①氏名

現在の氏名と証
明書等の氏名が
異なる場合は、
旧氏名も記入く
ださい。

②最終学歴

入学資格に該当
する学校名を記
入ください。

③職歴

直近の勤務先
について記入く
ださい。

④資格・免許

保健、福祉、医
療に関する資格
を取得している
方は、取得年月
日と取得機関を
記入ください。

⑤学院出身者・
家族優遇制度

該当者(P5)は、
入学学科および
入学年度、氏名
(家族優遇制度
該当者のみ)を記
入ください。

⑥写真

運転免許証サイ
ズ(3 cm×2.4 cm)
の証明写真を用
意し、裏面に氏
名を記入のうえ
貼付ください。

実務経験申告書・証明書(個票)記入例

【社会福祉学科】

※受付番号

(1)

実務経験申告書 ①

四国中央医療福祉総合学院長 殿 2022 年 12 月 1 日

申告者
フリガナ ショク タロウ
氏 名 四国 太郎 四
国
印

住 所 愛媛県四国中央市中之庄町
1684-10

私の相談援助に関する実務経験は、以下のとおりですので、代表者等の証明書を添えて申告いたします。
※裏面記載に際しての注意事項を先に確認し、「実務経験証明書(個票)」にて証明される実務経験を記入してください。

② 施設種類 職 種	③ 従業期間	④ 証明権者 (病院・機関・施設等の代表者)
特別養護老人ホーム 瀬戸内園 生活相談員	2021 年 12 月 1 日 ~ 2022 年 12 月 1 日 (1 年 0 ヶ月) 年 月 日 ~ 年 月 日 (年 ヶ月) 年 月 日 ~ 年 月 日 (年 ヶ月)	社会福祉法人 瀬戸内会 理事長 瀬戸内海人

—お願い—

(1)申告書と(2)証明書の記載内容は一致させてください。

訂正は、二重線を引き、押印のうえ訂正ください。

(1)実務経験申告書

すべて申告者本人が記入ください。
同法人内での異動も、施設名や施設種類、職種が異なる場合は、分けて記入ください。

(2)実務経験証明書(個票)

すべて証明する病院・機関・施設の方が記入ください(役職印以外は、ゴム印や印刷したものでも差し支えありません)。
1 施設 1 職種ごとに証明が必要です。証明する施設や職種が複数の場合は、コピーして使用ください。

①「見込み」の場合

両方の様式をコピーし、右上空欄に朱書きにて(見込み)に加え、提出時点の就業期間を記入ください。
入学資格要件に必要な就業期間を満たした時点で、改めて提出ください。

②施設種類・職種

<実務経験の対象となる指定施設の範囲>(P9~18)の該当する名称で記入ください。その他の名称は認められません。

③従業期間

必要以上の実務経験を証明する必要はありませんが、入学資格要件を満たす期間を記入ください。

④証明権者

証明をうける病院・機関・施設代表者名を記入ください。

⑤コード番号記載欄

<実務経験の対象となる指定施設の範囲>(P9~18)を確認のうえ、該当する施設種類と職種が一致するコード番号を記入ください。

⑥代表者・役職印

証明をする代表者(理事長・病院長・施設長・課長等)の記名押印をお願いします。

【社会福祉学科】

※受付番号

(2)

実務経験証明書(個票) ①

四国中央医療福祉総合学院長 殿

＜証明権者の方へのおお願い＞
施設種類、および職種・職名、職業要件(P9~18)の「施設種類」および「職種」に該当する名称で記入ください。該当しない名称や略称は認められません。
その他、ご不明な点がございましたら、裏面記載に際しての注意事項をご覧ください。

フリガナ	ショク タロウ	生年月日(年齢)
氏 名	四国 太郎	1986 年 11 月 6 日生(36 歳)
② 施設・事業所の名称	特別養護老人ホーム 瀬戸内園	
施設種類	特別養護老人ホーム	
職 種	生活相談員	
③ 従業期間	2021 年 12 月 1 日から 2022 年 12 月 1 日まで(1 年 0 ヶ月)	
⑤ コード番号 記 載 欄	C 0029	

上記の者は、上記施設・事業所および施設種類、職種にて「相談援助業務を行なっている職員」である(あった)事を証明いたします。

証 明 日 2022 年 12 月 1 日

所 在 地 愛媛県四国中央市中之庄町 0000

病院・機関・施設名 特別養護老人ホーム 瀬戸内園

電 話 番 号 0896-24-****

⑥ 病院・機関・施設
代 表 者 社会福祉法人 瀬戸内会
理事長 瀬戸内 海人 理
事
長
印

2023年度 社会福祉学科 入学願書

※ 学籍番号	
※ 受付番号	
※ 受付日	年 月 日

志望課程	社会福祉学科(通信課程)		願書作成日	年 月 日	
出願区分 <small>(該当項目に☑を付けてください)</small>	<input type="checkbox"/> 1次募集 <input type="checkbox"/> 2次募集 <input type="checkbox"/> 3次募集 <input type="checkbox"/> 4次募集 <input type="checkbox"/> 5次募集		<input type="checkbox"/> 学習概要および実習について理解しました。		
フリガナ					
氏名	(旧氏名)				
生年月日	西暦	年	月	日 (歳)	性別
現住所	〒 -				
連絡先	携帯			自宅	
	メール				
勤務先	設置主体(法人名)		勤務先名称		
	職種	所在地			
		電話()			
最終学歴	学校名		修業年限	学部・学科・専攻	
			年制	年 月 卒業・卒業見込	
職歴	勤務期間		勤務先		
	年 月 ~	年 月			
	年 月 ~	年 月			
資格・免許	名称		取得機関	取得年月日	
				年 月 日	
				年 月 日	
入学資格要件 <small>(該当項目に☑を付けてください)</small>	<input type="checkbox"/> 4年制大学等卒業[☑見込み] (+☑実務経験1年[☑見込み]) <input type="checkbox"/> 3年制短期大学等卒業+実務経験1年[☑見込み] <input type="checkbox"/> 2年制短期大学等卒業+実務経験2年[☑見込み] <input type="checkbox"/> 実務経験4年[☑見込み]				
既修得科目読替 <small>(該当項目に○を付けてください)</small> *希望者は、シラバスおよび成績証明書を添付ください。	希望する ・ 希望しない	学院出身者・ 家族優遇制度 <small>(該当項目に○を付けてください)</small>	該当する ・ 該当しない	入学学科	学科
				入学年度	年度
				氏名	*家族優遇制度該当者は記入
志望の動機					

写 真
① 3cm×2.4cm
② 裏面に氏名を記入後全面のり付け

※印は本学院記入欄です。

※ 選考結果	※ 実 習	※ 実習時間	※ 照 合
合 ・ 否	有 ・ 無	240 ・ 180	

実務経験申告書

四国中央医療福祉総合学院長 殿

年 月 日

申告者

フリガナ

氏 名

印

住 所

私の相談援助に関する実務経験は、以下のとおりですので、代表者等の証明書を添えて申告いたします。

※ 裏面<記載に際しての注意事項>を先に確認し、「実務経験証明書(個票)」にて証明される実務経験をご記入ください。

所属している(していた) 病院・機関・施設名	施設種類	従業期間	証明権者 (病院・機関・施設等の代表者)
	職 種		
		年 月 日 ~ 年 月 日 (年 ヶ月)	
		年 月 日 ~ 年 月 日 (年 ヶ月)	
		年 月 日 ~ 年 月 日 (年 ヶ月)	
		年 月 日 ~ 年 月 日 (年 ヶ月)	
		年 月 日 ~ 年 月 日 (年 ヶ月)	

<記載に際しての注意事項>

1. 「実務経験申告書」は、すべて申告者本人が記入ください。
2. 「見込」の場合は、本用紙をコピーし、右上空欄に朱書きにて、(見込)と加え、従業期間は提出時点の就業期間を記入ください。入学資格要件に必要な従業期間を満たした時点で、改めて「実務経験証明書(個票)」と併せて提出ください。
3. 同法人内での異動も、施設名や施設種類、職種が異なる場合は、分けて記入ください。
4. 「所属している(していた)病院・機関・施設名」は、「実務経験証明書(個票)」の「施設・事業所の名称」と一致させてください。
5. 「施設種類・職種」は、<実務経験の対象となる指定施設の範囲>(募集要項P9~18)に該当する職種を記入ください。
6. 「従業期間」は、<実務経験の対象となる指定施設の範囲>に該当する職種での従業期間を記入ください。必要以上の実務経験を申告する必要はありませんが、入学資格要件を満たす期間をご申告ください。
7. 「証明権者」は、証明を受ける病院・機関・施設代表者名を記入ください。
8. 上記のすべては「実務経験証明書(個票)」の記載内容と一致させてください。
9. 申告内容を訂正する場合は、二重線を引き、申告者の押印により訂正ください。

実務経験証明書(個票)

四国中央医療福祉総合学院長 殿

<証明権者の方へのお願い>

「施設種類」および「職種」欄は、募集要項(P9～18)の「施設種類」および「職種」に該当する名称でご記入ください。該当しない名称や略称は認められません。

その他、ご不明な点がございましたら、裏面<記載に際しての注意事項>をご覧ください。

フリガナ	生年月日(年齢)	
氏名	年 月 日生(歳)	
施設・事業所の名称		
施設種類	(法令上の施設種別名)	
職種	(法令上の職種名)	
従業期間	年 月 日から 年 月 日まで(年 カ月)	
		コード番号 記載欄
<p>上記の者は、上記施設・事業所および施設種類、職種にて「相談援助業務を行なっている職員」である(あった)事を証明いたします。</p>		
<p style="text-align: center;">証 明 日 年 月 日</p> <hr/> <p style="text-align: center;">所 在 地</p> <hr/> <p style="text-align: center;">病院・機関・施設名</p> <hr/> <p style="text-align: center;">電 話 番 号</p> <hr/> <p style="text-align: center;">病院・機関・施設 代 表 者</p>		
		役職印

<記載に際しての注意事項>

1. 「実務経験証明書(個票)」は、すべて証明する病院・機関・施設の方が記入ください(役職印以外は、ゴム印や印刷したものでも差し支えありません)。なお、出願者本人が記入したものは無効となります。
2. 「見込」の場合は、本用紙をコピーし、右上空欄に朱書きにて(見込)と加え、従業期間は証明日時点の期間を記入ください。入学資格要件に必要な従業期間を満たした時点で、改めて作成をお願いいたします。
3. 同法人内での異動も、施設名や施設種類、職種が異なる場合は、それぞれに証明が必要です。証明する施設種類や職種が複数の場合は、本用紙をコピーして使用ください。
4. 「施設種類」および「職種」は、募集要項の<実務経験の対象となる指定施設の範囲>(募集要項P9~18)に該当する名称で記入ください。その他の略称は認められません。
5. 「従業期間」は、<実務経験の対象となる指定施設の範囲>に該当する職種での従業期間を記入ください。必要以上の実務経験を証明する必要はありませんが、入学資格要件を満たす期間を証明ください。
6. 上記の内容は、すべて「実務経験申告書」の記載内容と一致させてください。
7. 「コード番号記載欄」は、<実務経験の対象となる指定施設の範囲>を確認いただき、該当する施設種類と職種が一致するコード番号を記入ください。
8. 証明内容を訂正する場合は、二重線を引き、証明権者の押印により訂正ください。

介護福祉士「介護実習」履修証明書

フリガナ		生年月日
氏名		年 月 日
学校における履修科目名	履修状況 ※1	介護実習 実時間 ※2
		時間
実習施設種類 ※3	実習施設名 ※3	

(※1)履修状況欄には、履修し単位を取得していれば○印を付してください。

(※2)介護実習 実時間欄には、実習を行った実際の時間数をご記入ください。

(※3)実習を行った施設種類・施設名は、差し支えなければご記入ください。

上記の者は、当学校において介護福祉士「介護実習」を履修し、修めたことを証明します。

年 月 日

所在地

学校名

学校代表者氏名

公印

学校(介護福祉士養成課程等)において介護福祉士「介護実習」を履修し、休日等を除いた実実習時間数が法に定める実習時間数を越えている者については、社会福祉士「ソーシャルワーク実習」のうち60時間を免除するものである。

精神保健福祉士「ソーシャルワーク実習」履修証明書

フリガナ		生年月日
氏名		年 月 日
学校における履修科目名	履修状況 ※1	ソーシャルワーク実習 実時間 ※2
		時間
実習施設種類 ※3	実習施設名 ※3	

(※1)履修状況欄には、履修し単位を取得していれば○印を付してください。

(※2)ソーシャルワーク実習 実時間欄には、実習を行った実際の時間数をご記入ください。

(※3)実習を行った施設種類・施設名は、差し支えなければご記入ください。

上記の者は、当学校において精神保健福祉士「ソーシャルワーク実習」を履修し、修めたことを証明します。

年 月 日

所在地

学校名

学校代表者氏名

公印

学校(精神保健福祉士養成課程等)において精神保健福祉士「ソーシャルワーク実習」を履修し、休日等を除いた実実習時間数が法に定める実習時間数を越えている者については、社会福祉士「ソーシャルワーク実習」のうち60時間を免除をするものである。

**A 入学検定料 振込証明書
貼付台紙**

**振込証明書
貼付欄**

(振込先)

愛媛銀行 三島支店 普通預金 5079737
コード番号 5：社会福祉学科

※ ゆうちよ銀行からの送金は、ゆうちょ口座をお持ちでなければ利用できません。

入学検定料10,000円の「振込証明書」を貼付してください。

銀行ATM発行の受領書やネット銀行の振込明細等でも差し支えありません。

氏名の前に社会福祉学科のコード番号「5」を入力ください。

(切り取り不要)

B 写真票

受付番号	※	氏名
------	---	----

写真貼付欄
(縦3cm×横2.4cm)

(上半身、無帽、無背景)

3ヵ月以内に撮影
のもので、裏面に
氏名を記入してく
ださい。

*入学後、こちらの写真で学生証を作成いたします。
上部を軽く貼り付けてください。

本票の記入方法

本票の作成は、次の手順により行ってください。

1. 左端のミシン目でページ全体を切り取る。
2. A に入学選考料の「振込証明書」を貼付する。
3. B に学生証用の写真(縦3cm・横2.4cm・裏面に氏名記入)を貼付し、太枠に氏名を記入する。
4. C・Dは、通知を希望する方のみ、宛名を記入し、切手を貼付する。
5. A～Dは切り離さず、その他出願書類に同封する。

※印欄は学院使用欄です。

郵便はがき

切手
貼付

□	□	□	-	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---

住所

氏名

様

2023年度四国中央医療福祉総合学院
社会福祉学科入学選考

C 入学願書受付通知

通知を希望される方は、宛名を記入のうえ、
63円切手を貼付してください。

※ 受付番号

学校法人RWFグループ
四国中央医療福祉総合学院

(切り取り不要)

郵便はがき

切手
貼付

□	□	□	-	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---

住所

氏名

様

2023年度四国中央医療福祉総合学院
社会福祉学科入学選考

D 入学手続完了通知

通知を希望される方は、宛名を記入のうえ、
63円切手を貼付してください。

※ 受付番号

学校法人RWFグループ
四国中央医療福祉総合学院

C 入学願書受付通知

出願者各位

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたびは、本学院社会福祉学科通信教育課程入学選考にご出願いただき、誠にありがとうございます。受付完了をお知らせいたします。

合否通知到着(各募集区分受付期間最終日より10日以内に発送)まで、しばらくお待ちくださいますようお願い申し上げます。

敬具

四国中央医療福祉総合学院
通信教育課程 事務局
電話番号 0896-24-1000

受付印

(切り取り不要)

D 入学手続完了通知

出願者各位

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

入学金等の納入が確認できましたので、入学手続完了をお知らせいたします。

4月 日()の学習の手引き等発送までしばらくお待ちくださいますようお願い申し上げます。

入学までに何かご不明な点がございましたら、お手数ですが、本学院までご連絡いただきたく存じます。

敬具

四国中央医療福祉総合学院
通信教育課程 事務局
電話番号 0896-24-1000

確認印

切り取ってくださいます。

四国中央医療福祉総合学院 (A)
振込依頼書 【入学検定料】

四国中央医療福祉総合学院 (B)
振込証明書 【入学検定料】

四国中央医療福祉総合学院 (C)
振込受領書

(取扱店保管)

(入学願書貼付用)

(本人保管)

依頼日	年月日	手数料	
振込先銀行	愛媛銀行 三島支店	金額	¥10,000-
預金種目口座番号	普通預金 5079737		
受取人口座名	ガク) アール・エフ・グループ 学校法人 R W F グループ		
学科	社会福祉学科	コード番号	5
フリガナ			
氏名			
住所	〒		
	TEL () -		

手数料は本人負担でお願いいたします。

取入金融機関へのお問い合わせ先

- (1) 大枠内を打電してください。
- (2) 志望学科のコード番号を氏名の頭部に打電してください。
- (3) 取扱銀行の取納印を①・②・③の3カ所に押印のうえ (B)・(C) 票を依頼人にお渡しください。



依頼日	年月日	
金額	¥10,000-	
取引銀行	愛媛銀行 三島支店	
受取人	学校法人 RWF グループ	
氏名		

※この証明書は、入学願書に貼付してください。



依頼日	年月日	手数料	
金額	¥10,000-		
取引銀行	愛媛銀行 三島支店		
受取人	学校法人 RWF グループ		
氏名			

※この受領書をもって、入学検定料の領収書とします。



(受付金融機関→依頼人→本学院)

(受付金融機関→依頼人)

■ スクーリング会場案内図

四国中央医療福祉総合学院 本部棟
〒799-0422 愛媛県四国中央市中之庄町 1684-10



四国中央市

海と山に囲まれ、温暖な気候と自然に恵まれた四国中央市は、JR・高速道路からのアクセスの良い、利便性に富んだ土地柄です。

交通アクセス	鉄道を利用した場合	駐車場隣接
	■ JR 伊予三島駅より徒歩 約 10 分	
	自動車を利用した場合	
	■ 松山 IC 約 60 分 ■ 高松西 IC 約 45 分 ■ 高知 IC 約 50 分 ■ 徳島 IC 約 70 分	



近隣宿泊施設(本学院からの距離)

ホテルリブマックス伊予三島 (1 km)
TEL:0896-23-2011

ホテル グランフォーレ (2.5 km)
TEL:0896-23-3355

ビジネスホテルマイルド (2.5 km)
TEL:0896-24-3090

スーパーホテル四国中央 (5 km)
TEL:0896-22-9000

周辺拡大図



■ 個人情報の取り扱いについて

出願にあたって本学院が取得した個人情報は、個人情報保護法に基づき厳重かつ適正に管理し、以下の目的にのみ使用いたします。また、ご本人の承諾なしに第三者へ開示、提供することはありません。

<使用目的>

- ① 出願処理
- ② 入学選考および選考結果通知
- ③ 入学手続きとそれに付随する事項を円滑に行う目的
- ④ 入学後の書類送付および事務連絡

学校法人 RWF グループ
四国中央医療福祉総合学院

〒799-0422 愛媛県四国中央市中之庄町 1684-10

* お気軽にお問い合わせください *

TEL 0896-24-1000

MAIL info@rwf.ac.jp



募集要項サイト